

市町村合併 5

～当別町の将来を考える～

第2回当別・月形・新篠津任意合併協議会が9月5日に月形町で開催されました。この会議の中で合併の方式をはじめとする14の協議項目について、承認、決定されました。



I 主な協議内容

第2回任意合併協議会では、当別町、月形町、新篠津村が合併した場合の将来像について活発な協議がされました。

提案された14項目中、ごみ処理の有料化について一委員から異論がありました。この日に全ての項目が承認、決定されました。その主なものは、次のとおりです。

◆合併の方式（新設（対等）合併と

する。
◆合併の期日（合併特例法が適用される期間（平成17年3月31日）内とする）。

◆新町の名称（公募を実施する）。

◆新町の事務所の位置（当別町とする。なお、住民の利便性を考慮し、月形町、新篠津村の役場を分庁舎または支所として位置づける）。

■3町村で差がある各種料金

◆国民健康保険税・下水道使用料・水道料金・保育料（合併後5年以内をめぐりに統一する）。

◆介護保険料（18年度から統一する）。

◆ごみの収集・運搬の費用負担（現行のとおりとし、合併後に再編成する）。

◆証明書の交付手数料（合併時に統一し、当別町の基準に合わせる）。

II 『市町村合併』についての考え方

市町村合併は、地域の将来のあり方を決める大変重要な課題であり、慎重に検討されなければなりません。

単に、行財政の効率化のみで合併を論議するのではなく、地域の特徴や活力を将来にわたりのように維持していくかについて、十分に議論すべきと考えます。

市町村合併の是非については、住民の意向を十分に踏まえて、町とし

合併の基礎知識

■事務所（役場）の位置

新市町村の事務所（役場）の位置決定に当たっては、住民の利便に最も適合し、交通事情や他の官公署等との関係等について十分に配慮したものでなければなりません。

事務所の位置を定めたり変更するときは、条例を定める必要がありますが、議会の出席議員3分の2以上の同意を要します。

また、新庁舎の建設が予定される場合には、利便性・施設の充実度、議場や事務所の広さなど、種々の協議のうえ、仮に事務所の位置を決めておいて、新町としてスタートしたのち、一体感が醸成された後に正式に位置の決定をする方法もあります。



て自己決定していくべき課題であり、これまで以上に積極的な情報提供や地域における十分な議論、検討を進め、町民の皆さんが地域の将来に対するとまどいや不安を抱くことのないよう、適切な情報提供に努めます。

なお、合併に関するご質問、ご意見は企画部企画課（☎3-3042）までお寄せください。